

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 2 月 14 日 (金) 第 591 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- | | | |
|---|-----------------|---|
| ○保安林の指定 | (森づくり推進課取扱い) | 1 |
| ○保安林の指定予定の通知 (3件) | (森づくり推進課取扱い) | 2 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 | (高齢者生き生き推進課取扱い) | 3 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 | (高齢者生き生き推進課取扱い) | 3 |
| ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 | (高齢者生き生き推進課取扱い) | 4 |
| ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 | (高齢者生き生き推進課取扱い) | 4 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課取扱い) | 4 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課取扱い) | 5 |
| ○宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定 | (建築課取扱い) | 5 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 | (大隅地域振興局取扱い) | 5 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 | (大島支庁取扱い) | 5 |

監 査 委 員 公 表

- | | | |
|-----------------------|--------------|---|
| ○監査結果の報告に係る措置の公表 (3件) | (監査委員事務局取扱い) | 6 |
|-----------------------|--------------|---|

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 106 号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 7 年 2 月 14 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 保安林の所在場所
始良市平松字扇子平736番, 739番5, 739番6, 750番2
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第107号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和7年2月14日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
曾於市大隅町大谷字野谷1601番2, 1608番, 1610番1, 1613番2, 字観音迫段1628番2, 1630番2, 1637番1, 1640番, 1643番1, 字屋敷ヶ迫1678番1, 1680番2, 1681番5
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第108号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和7年2月14日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
阿久根市折口字大石川原1673番1, 1677番, 1678番1（次の図に示す部分に限る。）、字清水4360番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第109号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和7年2月14日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市樋脇町市比野字中須8478番1, 8479番1
- 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第110号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和7年2月14日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護付有料老人ホームうらら	霧島市国分下井2988番地	有限会社稲満会	霧島市国分下井2988番地	稲満 靖紀	令和6年11月30日	特定施設入居者生活介護
はまゆうデイサービスセンター	南さつま市笠沙町赤生木11372番地376	社会福祉法人大笠会	南さつま市笠沙町赤生木11372番地376	本坊 輝雄	令和6年12月31日	通所介護
医療法人慈光会宮菌病院	指宿市開闢十町1266番地	医療法人慈光会	指宿市開闢十町1266番地	宮菌 尊仁	令和7年1月31日	通所リハビリテーション

鹿児島県告示第111号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和7年2月14日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
学研ココファンサザンブルー鹿児島ヘルパーセンター	始良市平松2878番1号	株式会社学研ココファン	東京都品川区西五反田二丁目11番8号	森 猛	令和6年12月1日	訪問介護
ヘルパー事業所Niji	熊毛郡屋久島町安房1796-14-106	株式会社H i b a r i - I m e d i c	熊毛郡屋久島町尾之間913-1	岩切 里美	令和6年12月1日	訪問介護
リニエ訪問看護ステーション大隅	鹿屋市川西町3703-15	株式会社リニエR	東京都千代田区神田小川町一丁目8番地8号	谷 隆博	令和6年12月1日	訪問看護
コンパスウォーク鹿屋高校前	鹿屋市白崎町3-6	株式会社ケーナイン	鹿屋市川西町3961番地1さと	山上 健寿	令和6年12月1日	通所介護

			う貸家 2 号棟			
介護付有料老人ホームうらら	霧島市国分下井 2988 番地	株式会社 A C G	鹿児島市下荒田三丁目 17 番 1 号 久野ビル 3 階	大牟禮康佑	令和 6 年 12 月 1 日	特定施設 入居者生活介護

鹿児島県告示第112号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和 7 年 2 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護付有料老人ホームうらら	霧島市国分下井 2988 番地	有限会社稲満会	霧島市国分下井 2988 番地	稲満 靖紀	令和 6 年 11 月 30 日	介護予防 特定施設 入居者生活介護
医療法人慈光会 宮菌病院	指宿市開聞十町 1266 番地	医療法人慈光会	指宿市開聞十町 1266 番地	宮菌 尊仁	令和 7 年 1 月 31 日	介護予防 通所リハビリテーション

鹿児島県告示第113号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和 7 年 2 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
リエ訪問看護ステーション大隅	鹿屋市川西町 3703-15	株式会社リエ R	東京都千代田区 神田小川町一丁目 8 番地 8 号	谷 隆博	令和 6 年 12 月 1 日	介護予防 訪問看護
介護付有料老人ホームうらら	霧島市国分下井 2988 番地	株式会社 A C G	鹿児島市下荒田三丁目 17 番 1 号 久野ビル 3 階	大牟禮康佑	令和 6 年 12 月 1 日	介護予防 特定施設 入居者生活介護

鹿児島県告示第114号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 7 年 2 月 14 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	下手山田帖佐線	始良市上名字奈良袂 1960 番地先から同市上名字鍛冶脇	前後	3.8~8.1 5.4~11.3	141.0 141.0

1980 番 2 地先まで

鹿児島県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和7年2月14日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月14日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	下手山田帖佐線	始良市上名字奈良袂1960番地先から同市上名字鍛冶脇1980番2地先まで	令和7年2月14日

鹿児島県告示第116号

宅地造成等及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項及び第26条第1項の規定により、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を次のとおり指定する。

令和7年2月14日

鹿児島県知事 塩田康一

1 区域の表示

次の図のとおり

2 指定年月日

令和7年5月1日

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部建築課に備え置いて縦覧に供する。）

大隅地域振興局告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和7年2月14日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会福祉法人志布志市社会福祉協議会指定居宅介護事業所	志布志市志布志町志布志3222番地1	社会福祉法人志布志市社会福祉協議会	志布志市志布志町志布志3222番地1	溝口 敏久	令和7年1月31日	行動援護

大島支庁告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和7年2月14日

大島支庁長 松藤啓介

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
LEA LEA あさに	奄美市名瀬朝仁町6番地2	合同会社 h a n a h a n a	大島郡宇検村大字芦検659番地	池田 志津	令和7年2月1日	共同生活援助

監 査 委 員 公 表**監査委員公表第 1 号**

令和 6 年 10 月 9 日付け監査第 1066 号の監査結果に基づき、令和 6 年 12 月 20 日付け財第 168 号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 7 年 2 月 14 日

鹿児島県監査委員	松 菌 英 昭
同	大 菌 豊
同	おさだ康秀
同	松 田 浩孝

監査委員公表第 2 号

令和 6 年 10 月 9 日付け監査第 1067 号の監査結果に基づき、令和 6 年 12 月 25 日付け鹿教総第 321 号で鹿児島県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 7 年 2 月 14 日

鹿児島県監査委員	松 菌 英 昭
同	大 菌 豊
同	おさだ康秀
同	松 田 浩孝

監査委員公表第 3 号

令和 6 年 10 月 9 日付け監査第 1068 号の監査結果に基づき、令和 6 年 12 月 13 日付け鹿公委会第 3 号で鹿児島県公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 7 年 2 月 14 日

鹿児島県監査委員	松 菌 英 昭
同	大 菌 豊
同	おさだ康秀
同	松 田 浩孝